

松尾整形外科リハビリクリニック掲示事項

管理者: 松尾洋一郎

診療科目: 整形外科、リハビリテーション科

診療日、診療時間: 9:00~12:30、14:30~18:00(月~金)
9:00~12:30、14:30~17:00(土)

休診日: 祝日、日曜日、お盆、年末年始

診療に従事する医師: 松尾洋一郎

1. 保険医療機関の指定を受けている旨の掲示
当院は保険医療機関の指定を受けています。

2. 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

◆明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は受付へその旨をお申し出下さい。

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、中四国厚生局長に届出を行って診療を行っています。

- ・ 運動器リハビリテーション料 I
- ・ 電子的診療情報評価料
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

3. 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されているもの

◆明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

◆電子的診療情報評価料／電子的診療情報連携体制整備加算1

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格確認で得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な診療情報)を医師が診察室や処置室で確認できる体制を整備し、診療に活用します。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの医療DXに取り組んでいます。

◆一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。一般名処方(薬剤の商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること)によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。医薬品の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明します。

個人情報保護に関する揭示事項

医療機関の通常の業務で想定される個人情報の利用目的(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より抜粋)は、以下のとおりです。

<個人情報の利用目的>

個人情報の保護に関する法律第21条に基づき、当院の「個人情報の利用目的」は以下の通りです。

■病院内での利用

- ①患者さんに医療サービスを提供するとき。
- ②入院患者さんの病棟管理、入退院時の手続きを行うとき。
- ③医療保険事務、自由診療の会計事務を行うとき。
- ④経理事務を行うとき。
- ⑤医療事故等に対応するとき。
- ⑥医療の質の向上を目的とした症例研究を行うとき。
(個人情報を匿名化して利用します。)
- ⑦医育機関(大学医学部、看護学校等)の学生実習を受け入れたとき。
- ⑧そのほか、患者さんに係る管理運営業務を行うとき。

■ご家族や他の事業者等への情報提供

- ①患者さんの世話をされている方(ご家族、後見人等)へ病状説明や、各種の手続きを行うとき。
- ②他の医療機関(病院、診療所、歯科診療所、助産所、調剤薬局、訪問看護ステーション等)や、介護サービス事業者等と連携するとき。
- ③他の医療機関からの患者さんに関する照会へ回答をするとき。
- ④患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求めるとき。
- ⑤臨床検査の検体測定を、専門事業者へ委託するとき。
- ⑥医療保険事務を、専門事業者へ委託するとき。
- ⑦患者さんがクレジットカード会社や銀行等の金融機関を通じて、当院へ費用をお支払いただくとき。
- ⑧診療報酬の審査支払機関へ「診療報酬明細書」(レセプト)を提出するとき。
- ⑨診療報酬の審査支払機関や保険者(健康保険組合、協会けんぽ、国保連合会等)への照会。
- ⑩診療報酬の審査支払機関や保険者(健康保険組合、協会けんぽ、国保連合会等)からの照会へ回答するとき。
- ⑪生命保険会社、損害保険会社、各種共済等の保険事業者からの照会へ回答するとき。
- ⑫企業、団体等の事業者から委託を受け行った健康診断、検診等の結果を、事業者へ通知するとき。
- ⑬地域がん登録を行う都道府県へ情報提供を行うとき。
- ⑭救急搬送支援・情報収集・集計分析システムへ、救急車で搬送された患者さんの情報を入力するとき。
- ⑮関係法令に基づき、行政機関、司法機関から情報提供を求められたとき。
- ⑯医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等へ相談や届け出をするとき。